

日米合同委員会

件名：環境に関する協力について（2015年9月28日）

1. 参照：

- a 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
- b 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
- c 1997年3月31日付け合同委員会宛て覚書「事件・事故の通報手続」
- d 1996年12月2日付け合同委員会宛て覚書「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」
- e 1973年11月29日付け合同委員会宛て覚書「環境に関する協力について」

2. 目的：

両国政府が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと、合衆国軍隊が使用している施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って行われなければならない旨の参照1 aの第三条に基づく合衆国の義務並びに日本国への施設及び区域の返還に関する参照1 aの第二条の規定を認識し、本覚書は、特定された日本国の当局が参照1 bの第四条に規定する二の場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう手続を定める。

3. 環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合における立入手続：

参照1 cに基づいて、環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）についての通報が行われたとき、

- a 日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局は，地方防衛局又は防衛事務所を通じて，現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し，漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置について，日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局が現地視察を行うことを認めるよう申請することができる。在日米軍司令官又はその指名する者は，地域社会との友好関係を維持し，及び環境の管理のための協力を強化することを希望して，申請に対して全ての妥当な考慮を払う。在日米軍司令官又はその指名する者は，回答を行うに当たり，申請を認めることが軍の運用を妨げるか，部隊防護を危うくするか，又は施設及び区域の運営を妨げるか否かについて考慮し，実行可能な限り速やかに回答する。申請が認められる場合には，当該視察は，漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置又はその他の運用を妨げない方法によってのみ行うことができる。
- b 3 a に規定する現地視察のための申請に関連して，日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局は，地方防衛局又は防衛事務所を通じて，合衆国軍隊が行うサンプルの採取と併せて，サンプルを採取することを申請することもできる。当該申請には，媒体（水，土壌又は大気）及び場所等，サンプル採取のためにいかなる種類の活動を求めているかに関する詳細な情報を含めるものとする。在日米軍司令官又はその指名する者は，サンプルの採取に関する個々の申請を認める。申請が認められる場合には，当該サンプルの採取は，漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置又はその他の運用を妨げない方法によってのみ行うことができる。
- c これらの視察の実施及びサンプルの採取のための方法及び手続並びにサンプル調査の際に用いられる基準及びその結果の共有については，環境分科委員会を含む合同委員会の枠組みを通じて両国政府の関係当局が取り扱う。

4. 施設及び区域に影響を及ぼし得る環境上の事態における対応：

施設及び区域内の社会の福祉に影響を及ぼし得る態様で，施設及び区域外から生ずる有害物，有害廃棄物又は有害物質の放出が発生したと信ずる合理的理由がある場合には，

- a 在日米軍司令官は，日本国政府に対して調査を行うよう申請することができる。日本国政府は，合同委員会の枠組みを通じて，調査の方法について協議し，調査が完了した後に速やかにその結果を共有する。
- b 日本国政府は，日本国の法令に従うことを条件として，当該環境上の事態に対処するために適切な措置を講じる。

5. 施設及び区域の日本国への返還に関連する現地調査のための立入手続：

- a 日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局は，地方防衛局又は防衛事務所を通じて，現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し，施設及び区域への返還前の立入りの申請を行うことができる。日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局は，次の全ての条件が満たされる場合には，通常，当該立入りをを行うものとする。
 - i. 施設及び区域の返還日が合同委員会において設定されていること。
 - ii. 当該立入りが，合衆国軍隊の運用を妨げることなく，部隊防護を危うくすることなく，かつ施設及び区域の運営を妨げないこと。
 - iii. 返還前の立入りが，都道府県又は市町村による施設及び区域の返還後における土地の利用についての計画の策定を容易にするため，環境面又は文化面での調査（掘削を伴う文化財調査を含む。）を実施することを目的としていること。
- b 当該調査は，合同委員会において設定された返還日の150労働日前を超えない範囲で実施することができる。在日米軍司令官又はその指名する者は，提案された調査計画を検討した後，その正確な日数を決定する。
- c 両国政府間で決定される場合には，5 a iに基づき日付が設定されるよりも前又は5 bにおいて設定される日よりも前に立入りをを行うことができる（例えば，沖縄統合計画又はその定期的な見直しにおいて予定される立入り）。
- d 当該調査に関する現地実施取決めは，在日米軍の代表者と関係する地方防衛局との間で作成する。

6. 本覚書が扱う事項については，参照1 c，1 d及び1 eは適用されない（ただし，参照1 cの通報規定については，パラ3において適用される場合にはその限りでない）。本覚書の規定の実施に関するいかなる事項も，参照1 bの第5条に規定する手続に従って解決する。